



# 中間損益計算書

平成20年4月1日から  
平成20年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>120,028</b>
<b>資 金 運 用 収 益</b>	<b>85,179</b>
(うち貸出金利息)	( 56,927 )
(うち有価証券利息配当金)	( 22,958 )
<b>役 務 取 引 等 収 益</b>	<b>11,807</b>
<b>特 定 取 引 収 益</b>	<b>2,982</b>
<b>そ の 他 業 務 収 益</b>	<b>5,086</b>
<b>そ の 他 経 常 収 益</b>	<b>14,972</b>
<b>経 常 費 用</b>	<b>156,147</b>
<b>資 金 調 達 費 用</b>	<b>51,668</b>
(うち預金利息)	( 22,529 )
(うち社債利息)	( 12,055 )
<b>役 務 取 引 等 費 用</b>	<b>6,147</b>
<b>特 定 取 引 費 用</b>	<b>6,325</b>
<b>そ の 他 業 務 費 用</b>	<b>22,060</b>
<b>営 業 経 費</b>	<b>39,760</b>
<b>そ の 他 経 常 費 用</b>	<b>30,183</b>
<b>経 常 損 失</b>	<b>36,118</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>1,030</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>3,968</b>
<b>税 引 前 中 間 純 損 失</b>	<b>39,056</b>
<b>法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税</b>	<b>△3,574</b>
<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	<b>894</b>
<b>中 間 純 損 失</b>	<b>36,375</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとお

りであります。

建 物 13年～50年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差



## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8百万円（税効果額控除前）であります。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

## 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

## 表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

(中間損益計算書関係)

資金調達費用については、その重要性に鑑み、従来内訳表示していた「債券利息」(当中間会計期間2,232百万円)に替えて「社債利息」(前中間会計期間13,382百万円)を内訳表示しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 500,166百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は15,171百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは63,429百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,415百万円、延滞債権額は16,176百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることそ

の他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

**4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は31百万円であります。**

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

**5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,796百万円であります。**

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

**6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,419百万円であります。**

なお、上記**3.**から**6.**に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

**7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は158百万円であります。**

**8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間期末残高の総額は、62,160百万円であります。**

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、106,266百万円であります。

**9. 担保に供している資産は次のとおりであります。**

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
買入金銭債権	47,380百万円
有価証券	711,735百万円
貸出金	177,260百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,596百万円
コールマネー	110,000百万円
債券貸借取引受入担保金	470,080百万円
借入金	67,916百万円
支払承諾	907百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券171,858百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は223百万円、保証金は7,696百万円、デリバティブ取引の差入担保金は4,459百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,654,350百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,360,322百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額16,816百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債482,975百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は68,650百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額337円98銭
16. 当行子会社である GE コンシューマー・ファイナンスは、消費者ローン債権を新生信託銀行に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、GE コンシューマー・ファイナンスが当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合には、当行が代わって負担する旨の書簡を新生信託銀行に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。
17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 13.70%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、金銭の信託運用益11,639百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,001百万円、貸倒引当金繰入額20,652百万円、株式等償却2,171百万円及び金銭の信託運用損4,043百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」には、固定資産処分損失引当金繰入額3,039百万円を含んでおります。
4. 1株当たり中間純損失金額18円52銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、中間純損失が計上されているため記載していません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	244,229	244,976	746
社債	75,215	75,853	637
その他	11,532	12,655	1,122
合計	330,977	333,484	2,507

(注) 時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(△は損) (百万円)
子会社・子法人等株式	10,166	9,013	△1,152

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(△は損) (百万円)
株式	16,729	12,099	△4,629
債券	674,944	669,622	△5,322
国債	557,867	552,968	△4,899
地方債	1,708	1,734	26
社債	115,369	114,920	△448
その他	456,834	408,352	△48,482
合計	1,148,508	1,090,074	△58,434

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. 上記の評価差額(損)58,434百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額(損)37百万円を加えた額(損)58,471百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当中間期におけるこの減損処理額は16,930百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生してい

る発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	473,135
子会社・子法人等株式	469,070
関連法人等株式	4,065
その他有価証券	484,397
非上場株式	11,140
非上場地方債	4
非上場社債	324,493
非上場外国証券	73,510
その他	75,248

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭 の信託	120,224	120,224	-

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
有価証券価格償却超過額	87,906	百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	58,000	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	23,792	
税務上の繰越欠損金	17,503	
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	4,989	
固定資産処分損失引当金	2,925	
退職給付引当金	2,264	
投資損失引当金	1,371	
賞与引当金	1,185	
その他	23,609	
繰延税金資産小計	223,548	
評価性引当額	△197,110	
繰延税金資産合計	26,437	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	8,268	
繰延税金負債合計	8,268	
繰延税金資産の純額	18,168	百万円